第4回岡山県自動車·同附属品製造業最低賃金専門部会

議事要旨

1 日 時

令和 7 年 11 月 14 日 (金) 午後 3 時 25 分~

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎 3階会議室

3 出席者

公益委員 : 2人(欠席1人)

労働者側委員 : 3人 使用者側委員 : 3人

- 4 審議事項
 - (1) 特定最低賃金額審議について
- 5 議事要旨
 - (1) 特定最低賃金額審議について

岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金額について前回に引き続き審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

50円を提示する。

- ・前回使側から再提示がなかったことについて、トランプ関税の影響、 三菱自動車の現状から厳しい環境にあることを理解したつもりであ る。
- ・近隣県の引上げ状況等を踏まえれば苦渋の決断ではあるが、前回提示額の見直しが必要と考え、+50円を再提示する。

【使用者側の意見要旨】

20 円を提示する。

- ・早期に県最賃と一本化するとの思いは変わらない。
- ・議論において、歩み寄りの観点から+20円を再提示する。
- (2) 労側から再度検討の意向が示され、使側も検討を了承、検討後再提示が行われた。

【労働者側の意見要旨】

48円を再提示する。

・近隣県の状況を重視するとの考えは変わらないが、今回、県内他の 部会の審議状況、結果も踏まえて検討したものである。

【使用者側の意見要旨】

- 25円を再提示する。
- ・早期決着、歩み寄りの観点からの提示である。
- (3) 労使双方より、現時点で再提示は困難との意見があり、審議は次回に持ち越されることとなった。